⑵　沖縄総合事務局における港湾土木工事又は港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が２．⑹に示す点数以上の者であること。なお、異工種ＪＶの組合せを３者とする場合２．⑹４）に記載する工種を担当する構成員については代表者になることはできない。

⑸　技術提案（標準案）が適正であること。

⑹　平成７年度以降に、次の１）～４）に掲げる工事を元請けとして施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）単体有資格業者にあっては、下記ア－１．１または１．２いずれかの工事および、ア－２に示す工事の施工実績を有すると共に下記イに示す客観点数を有すること。

ア－１．１　300ｔ／基以上のジャケット式海上構造物を製作・据付した工事

ア－１．２　φ900㎜以上の鋼管杭又は鋼管矢板を作業船を用いて打設した工事かつ、300ｔ／基以上の鋼橋上部を製作かつ作業船を用いて据付した工事。（なお、鋼管工と鋼橋上部工は別件工事でもよいものとする。）

上記ア－１．１又はア－１．２はいずれかの実績を有すればよい。

ア－２　プレキャスト部材（上部床版・ケーソン・Ｌ型ブロック・セルラーブロックの鉄筋構造物）を製作した工事

上記ア－１～２は、別件工事でもよいものとするが、両方の実績を有すること。

イ　港湾土木工事の客観点数が1,200点以上かつ港湾等鋼構造物工事の客観点数が1,100点以上の者であること。

２）異工種ＪＶの構成員のうち、共通工、本体工（ジャケット製作除く）、上部工（上部床版製作及びピット蓋製作を除く）、撤去工、付帯工を担当する者にあたっては、下記ア－１または２いずれかの工事の施工実績を有すると共に下記イに示す客観点数を有すること。

ア－１　300ｔ／基以上のジャケット式海上構造物を据付した工事

ア－２　φ900㎜以上の鋼管杭又は鋼管矢板を作業船を用いて打設した工事かつ、300ｔ／基以上の鋼橋上部を作業船を用いて据付した工事。（なお、鋼管工と鋼橋上部工は別件工事でもよいものとする。）

上記ア－１又はア－２はいずれかの実績を有すればよい。

イ　港湾土木工事の客観点数が1,200点以上の者であること。

３）異工種ＪＶの構成員のうち、本体工（ジャケット製作）を担当する者にあたっては、下記ア－１または２いずれかの工事の施工実績を有すると共に下記イに示す客観点数を有すること。

ア－１　300ｔ／基以上のジャケット式海上構造物を製作した工事

ア－２　300ｔ／基以上の鋼橋上部を製作した工事

上記ア－１又はア－２はいずれかの実績を有すればよい。

イ　港湾等鋼構造物工事の客観点数が1,100点以上の者であること。

４）異工種ＪＶの構成員のうち、上部工（床版製作及びピット蓋製作）を担当する者にあたっては、下記アに示す工事の施工実績を有すると共に下記イに示す客観点数を有すること。

ア　プレキャスト部材（上部床版・ケーソン・Ｌ型ブロック・セルラーブロックの鉄筋構造物）を製作した工事

イ　港湾土木工事の客観点数が1,200点以上の者であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、異工種ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に専任で配置できること。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成７年度以降に、上記⑹に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

３）配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

４）配置予定の技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が原則として３ヶ月以上継続してあること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑼　上記１．⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港関係）発注工事で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⒀　競争入札に参加しようとする者は、契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書を提出しなければならない。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は次のとおりとし、詳細については、入札説明書による。

１）配置予定技術者の能力及び企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）について評価する。

２）施工体制の評価として、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を評価する。

⑵　総合評価の方法

１）基礎点　競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。

２）加算点　加算点については入札説明書による。

３）施工体制評価点　入札説明書の評価基準に基づき、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

４）加算点に係る確実性の評価（見直し加算点）　加算点の内容と施工体制の審査結果は、当該施工計画が確実に実現できる程度に関連することから、企業の基礎技術力及び企業の信頼性・社会性における評価結果に施工体制評価点の割合を乗じた数値とする。（入札説明書参照）